

議案第 18 号

橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

橋本市立小学校及び中学校設置条例(平成 18 年橋本市条例第 105 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(設置)		(設置)	
第 1 条 本市は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき、橋本市立小学校及び中学校を次のとおり設置する。		第 1 条 本市は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき、橋本市立小学校及び中学校を次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
和歌山県橋本市立応其小学校	略	和歌山県橋本市立応其小学校	略
略	略	和歌山県橋本市立信太小学校	橋本市高野口町九重 87 番地の 1
		略	略

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。